



管理番号：16001001

2016年1月1日

## 移住・住みかえ支援適合住宅証明書

下記住宅が一般社団法人移住・住みかえ支援機構(以下「機構」という)が提供するマイホーム借上制度その他の制度の利用において有利な取扱いを受けるために必要な耐久性・耐震性、施工者による維持管理体制その他の基準要件を満たす借上げ適合住宅であることを証する。

記

適合住宅番号：A0020000002015000003

施工協賛事業者：JTI ハウス株式会社

担当ハウジングライフプランナー：移住太郎 (HLP-000001)

住宅性能評価の発行者：株式会社西日本住宅評価センター

住宅性能評価書交付番号：000-04-2016-1-1-00001

建物所在地：東京都千代田区平河町一丁目 7 番 20 号

所有者（申請者）：適合花子

以上

**摘要**：表記建物所有者またはその地位を承継するものについては、機構の運営する公的移住・住みかえ支援ならびに住宅資産形成を目的とした公的住宅借上制度利用のための要件である建物診断を省略ないし簡略化する（詳細利用条件については、機構の定める関連約款に拠る）。

**条件**：機構所定の建物定期点検を実施し、点検結果を機構に提出すること。

一般社団法人  
移住・住みかえ支援機

代表理事

大垣 岳



発行番号：0000000001

以下の者に適合住宅所有者の地位を承継させます。

住所

署名

印

被裏書人

殿

機構承認欄

※ 機構承認がない場合適合住宅の取り扱いを受けられませんので必ず本証明書を機構に送付して承認印を受けてください。

## 移住・住みかえ支援適合住宅の「マイホーム借上げ制度」利用に関する注意事項

### (1) 適合住宅の「マイホーム借上げ制度」利用の適用要件

- ①定期点検プログラムに基づく点検サービスの受診
- ②定期点検プログラムに基づく指摘事項に関するメンテナンス工事の実施

### (2) 移住・住みかえ支援適合住宅の特徴

- ①マイホーム借上げ制度利用時の年齢制限（通常50歳以上）が撤廃
- ②マイホーム借上げ制度利用時の建物診断（通常は有償）が省略ないし簡略化
- ③住宅が（1）記載の要件を満たさない場合には原則として、ご利用の際の年齢が制限され  
また建物診断の実施が必要となります

### (3) 「マイホーム借上げ制度」の利用時に関する注意事項

- ①建物が賃貸可能な期間に渡りJTIが借上げ、空室時に最低保証賃料が支払われます
- ②入居者との転貸借契約は原則3年ごとに再契約せず解約することができます
- ③賃料が近隣相場より低水準になり、敷金・礼金はありません
- ④原則として土地や建物に抵当権等が設定されていないことが条件となります  
(制度利用時に抵当権が設定されている場合には別途ご相談下さい)
- ⑤家賃の保証は初回の入居者との転貸契約成立時からとなります。利用申込と同時に賃料または  
最低保証賃料が支払われるわけではありませんので、ご注意下さい。
- ⑥最低保証賃料は物件の状態や近隣相場の変動等の事情により変更される可能性があります
- ⑦賃貸開始時にクリーニング費用が、また、物件の状態によっては改装、設備改修費等が必要となる  
ことがあります
- ⑧提携不動産業者が不在の地域については借上げに時間を要する場合もあります
- ⑨制度利用申込時には改めてハウジングライフ（住生活）プランナーによるカウンセリングが  
必要となります

(注) 平成21年4月現在の「マイホーム借上げ制度」の内容であり、変更となる場合があります